

# 時局日誌 (四十二)

Y H 生

一月十六日

農林省では機構改革に伴ひ左の通人事異動を行ふた。

米穀局長 湯河元 威

任食糧管理局長

水産局長 栗屋仙吉

任馬政局長官

經濟更生部長 周東英雄  
兼農務局長

任總務局長

畜産局長 岸良一

任農政局長

臨時農村対策部長 重政誠之

任資材部長

大阪管林局長 平岡梓

任水産局長

商工省監理局長 辻 諱 吾

任食品局長

農林商工兩省機構改革並に貿易局長官後任補充に伴ふ商工省人事異動左の如し

織維局長 石黒武重

任貿易局長官

文書課長 梶原茂嘉

任織維局長

物價局第一部長 長谷川公一

任監理局長

一月二十日

農林省官制(勅令第六一號)、農林省資材部臨時設置制(勅令第六二號)、食糧管理

局官制(勅令第六三號)、農林部内臨時職員設置制改正(勅令第六五號)、工業組合法ノ施行に關スル件(勅令第七四號)、日

獨伊三條約ニハンガリー國參加ノ件(條約第一號)公布  
一月二十一日  
自動車交通事業法施行令(勅令第七七號)  
自動車運送事業組合令(勅令第七八號)  
公布

日ノ漁業條約に關しては昨年來鋭意交渉中であつたが、二十日モスクワに於ける會談で本年末までの暫定協定が成立し、二十一日拂曉建川駐ソ大使とモロトフ外務人民委員との間に調印を行ふは

であるが、右につき松岡外相は二十一日の休會明けの貴衆兩院における外交方針演説中にその旨言明説明すると共に情報局では二十一日午後一時左の通り發表した、なほ漁業本條約問題については日ソ混合委員會を設置して審議することとなつた。

(情報局總裁談) 日ソ漁業條約交渉に關しては昨二十日モスクワに於て本年末までの暫定取極め締結方合意成立し、今曉調印を見たるはずにして漁業本條約問題は委員會を設けて審議することとなれり。

二月二十二日

帝國議會は兩院とも休會明け第一日の事でもあり特に内外時局重大の折柄重責を擔當する近衛内閣の施政方針を聴取せんとする緊張せる空氣の裡に近衛首相登壇し、施政方針に關する演説を行ふ、その間十四分、淡々たる語調と明快なる齒切の中に時局の緊迫化に重大な責任感を

痛感しつゝある態度で、組閣以來半歲政府の取れる施政方針に就き説き起し、國際情勢に始まり國防國家體制の整備の急務を説き、さらに現内閣の基本國策要綱に基く施政、日獨伊三國條約、更生新支那との調整、教學の刷新、大政翼賛運動、官界新態勢、經濟新體制、中小商工業對策、戰時食糧政策、國民生活の安定等重大國策に就き縷々政府の方針を述べ、議會の協力を求めるところあつた、次いで松岡外相より帝國不動の外交方針に關する演説あつた其の要旨は次の通である。

近衛内閣總理大臣演説の要旨

本日こゝに第七十六回帝國議會に臨み、政府の所信を披瀝するの機會を得たことは、私の欣幸とする所である、今期議會の開院式に當り特に優渥なる勅語を賜はり、寔に感激に堪へない、私は諸君と共に、謹んで 聖旨を奉體して、一意赤誠を盡し、以てこの非常時に於ける御奉公に缺くこと無きを期し度いと思

ふ、事變勃發以來幾多の艱難辛苦を克服し、御稜威の下赫々たる戰果を收めたる皇軍將兵に對し深く感謝すると共に、護國の英靈に對しては衷心より哀悼の意を表する次第である、今や帝國は正に有史以來の非常時局に直面して居る、此の際内外の情勢に鑑み、内は國家總力發揮の國防國家體制を整備し、國是遂行に遺憾なき軍備を充實するの要あり、外は大東亞の新秩序建設を根幹とし、先づ其の重心を支那事變の完遂に置き、國際的大變局を達觀して機に臨み適切なる施策を講じ、國運の一大進展を期するの要特に切なるものがある、之が爲政府は組閣勿々基本國策要綱を決定して、爾來銳意其の實現に努力し來つて居る。

大東亞新秩序建設に邁進

さきに締結された日獨伊三國條約の趣旨は、長くも當時渙發せられた大詔に昭示したまひたる所であつて、帝國は本條約の締結に依り世界の平和を保持し、大

東亞の安定を確立するの大目的に向つて進まんとするのであつて、戦禍の擴大は固より之を欲するものではないが、帝國の所信を貫徹するは前途尙遠と謂ふべく、幾多の障礙に遭遇することあるべきを豫期するの要あるは固より、未曾有の國難突破をも覺悟せねばならぬ時期の到來をも豫想せらるるのであつて、此の際全國民の一段の發奮努力を切望する次第である。

帝國はさきに更生新支那との關係を調整すべき根本方針を闡明し、支那に對し東亞新秩序建設の任務を分擔せんことを提唱したのであつて、我が提唱に共鳴せる人士に依り樹立せられたる新政府は、皇軍武威の宣揚に伴ひ、着々其の歩を進め、昨年遂に、日滿支三國間の關係を律すべき締盟の成立を見るに至つた、然しながら支那には今尙民族協和の大道を覺らず、救國の大事を抗戰の一途に求むるの勢力殘存し、最近英米等に於ては援將

政策を更に露骨化し、帝國を牽制せんとしつゝあり、帝國は抗戰を事とする者は飽く迄も之を擊滅し、我に共鳴する者は堅く之と提携し、大東亞新秩序建設の爲に愈邁進せんとするものである。

#### 教學を刷新・教育振興へ

國體の本義に基き庶政を一新しもつて國防國家體制を確立するは現下内政の急務であると信ずる、之が爲には先づ敬神崇祖の美風の涵養に努むると共に、國體の本義に透徹する教學を刷新し、自我功利の思想を排し、國家奉仕を第一義とする國民道德を確立すべきものと考へるのであつて、之が方策は固より政治の全面に關係を有するものであるが、其の根源は一に教育の力に俟つべきこと勿論で教育の振興に就ては政府は特に意を用ひて居る。

#### 翼賛運動の展開を希望

國內新體制の基底をなすべき萬民翼賛の國民組織確立については、曩に大政翼

賛會は設立せられ大政翼賛運動は展開されつゝある、いまや内外の實情は眞に一

億一心を必要とする時である、今日全國民が小異を捨てて大同に就き眞に一致して大政を翼賛し奉らんとする氣運に相成つて來たことは邦家の爲洵に慶幸に存する次第である、大政翼賛運動は、申す迄もなく、全國民が國體の本義に基き、憲法の條規に遵ひ、日夜その職域に於て奉公の誠を致さんとするものであつて、正に臣道實踐の一語に盡きるのである、大政翼賛運動が今後、急速活潑に展開することは、政府の最も希望する所で、之が成否は國運の消長に影響する所甚大なるものであるべく、全國民の熱烈なる協力を期待して居る。

#### 官界新態勢の確立期す

政府はつとに官界新態勢の確立を期し、先づ文官制度の改正を必要と認め、文官の身分保障制度を撤廢し、又次官の餘衛仕用の途を廣むる等諸般の改正を行

ふこととし、これに關する勅令も已に公布を見るに至つたのであつて、その運用については萬全を圖り、以て官界の氣風の一新を期して居る、更に時局即應のため、官廳の事務の再編成等に就いても、鋭意研究を重ね、必要なる改新は進んで之を斷行する所存である。

經濟新體制で總力發揮へ

政府は日滿支を根幹とし、大東亞を包容して、自給自足經濟の確立を期するとともに、官民協力の下に重要産業を中心とする総合的計畫經濟を遂行し、之に依り生産力を擴充し以て軍備の充實の基礎を固くすると共に國民生活の安定に資せんとするものである、之が爲には公益優先、職域奉公の趣旨に基き、國民經濟を指導すると共に經濟新體制を確立し國民の發刺たる創意に基き最高能率の發揮に依り生産力を増加せしめその總力を發揮することを得しめんとする所存である現下經濟情勢の變化に基き一般産業殊に中

小商工業については、相當深刻なる影響を蒙りたるもの少なからざる狀況であるが、政府は極力其の維持育成に努むると共に、其の轉業の已むを得ざるものに對しては、之に必要な諸般の施設を講じ、以て國策の遂行に伴ふ國民犠牲を少なからしむることに就き銳意努力を重ねて居るのである。

主要食糧の確保に萬全

事變の推移にともなひ主要食糧確保の對策として、生産の確保、配給の適正及び消費の規正に努め殊に米穀に就いては國家管理制度の實施、其の他需給調整上必要な措置を講じ、國民生活の基礎を安定せしめんとすることを期して居る次第である、尙政府は農家生活の安定を圖ると共に、農業生産の擴充伸展を期する爲、肥料其の他生産必需資材の供給に努め、食糧増産を圖る等萬遺憾なきを期して居る、國民生活必需物資は、時局の進展に伴ひ一般に潤澤を缺くに至つたのであつ

て、政府に於ては極力之が供給確保に努むると共に低物價政策を堅持し、以て國民生活の安定を圖つて居るのであるが、國民亦克く時局の重大性を認識して、生活を簡素にし、志操を堅持し、以て時艱克服を期せられんことを望むものである。

難關を突破・光明の境地へ

以上は高度國防國家體制確立のため、極めて重要な施策に就き申述べたのであつて、今後政府は渾身の力を揮ひ、之が完遂に當らんことを固く誓ふものである、國民亦この曠古の非常時局に臨み、我が驛國以來の輝かしき國運の進展が、常に御稜威の下我が祖先の忠勇なる忍苦發奮に依り遂行せられたるものなることを想ひ起しつゝ現下の難關を突破前進することに依りてこそ、赫灼たる一大光明の境地に到達し得べきものなることを確信し、舉國相率る相信じて時艱克服の爲全力を盡すの覺悟を堅持せられ度いと切

望する。

### 松岡外務大臣演説の要旨

皇國の外交が、わが華國の理想たる、八紘一宇の大精神に隨ひ萬邦をして各々その所を得しむるに存することは、申すまでもないところである、昨年九月二十七日締結された日獨伊三國同盟條約の目標とするところも、またかかる大理念の貫徹にあるのであつて、同條約締結に當り、畏くも大詔の渙發を拜し、國民の向ふべきところを御明示下されたことは、まことに恐懼に堪へぬところである、本條約に於て、獨伊兩國は、皇國が大東亞に新秩序を建設し、かつその圈内に於て、指導力を保有することを、承認したのである、皇國の志すところは、大東亞圈内に於ける各民族をして、その本然固有の姿に立返らしめ、和衷協同、共存共榮、謂はば、國隣に隣保互助の實を擧げ、もつて世界大同の範を垂れんことを期するといふことに盡きるのである、またわ

が國は獨伊兩國のヨーロッパにおける同様の努力に關し、その指導的地位を認め、これを支援し、これに協力せんことを約したのである、すなはち、三國同盟條約は何國をも敵視せず、世界新秩序建設を目的とする強力なる提携である、すでに本條約に基き、三國の首都に、混合委員會の設置を見る運びとなり、三國の親善關係は、政治的にも、軍事的にも、經濟的にも、はたまた文化的にも、いよゝゝ緊密の度を加へつつある、また昨年十一月中、本條約前文の趣旨に従ひハンガリー、ルーマニア及びスロヴァキアの三國が本條約に参加した、いふまでもなく、今後我國の外交は、八紘一宇の大理念を基調とし、この三國條約を樞軸として、運用せらるるものである、なほ本條約第三條に依れば、「三締約國中何れかの一國が現に歐洲戰爭または日支紛争に參入し居らざる一國に依り攻撃せられたるときは、三國はあらゆる政治的、經濟的および

軍事的方法により相互に援助すべき」義務を負うてゐる、かかる攻撃を受けたる場合には、この規定による義務は當然に發生するのである、序を以て一言すれば、イタリアの軍事行動に就き種々の宣傳が行はれて居る様であるが、遠からずわが盟邦イタリアが、その所期の目的を達することは、私の疑はざるところである。

### 支那事變處理

現内閣成立以來蔣政權の反省を促し汪精衛氏を首班とせる南京政府との合流促進を企圖したのであるが未だに反省するところなく、抗戦を續けてをる、然しながら、蔣政權内部の分裂軋轢漸く激化し來り、同政權支配下の民衆は、物價騰貴、物資不足その他あらゆる艱苦窮乏に悩まされて居り、また一面蔣政權の抗戦力を低下し、他面最近は共產軍の勢力増大し蔣介石も共產軍の跋扈跳梁には餘程苦しみめられてをる模様である、窮狀かくの如

きにも拘らず今猶抗戰建國を標榜する主な原因は、英米殊に米國の援助に望みを掛けるとともに、過去の行懸りに囚はれて居るためであると思はれる。

日支基本條約

政府は既定方針に従ひ、昨年十一月三十日、國民政府を承認し、これと基本條約を結んだのである、この條約は善隣友好、經濟提携および共同防共の三原則を具體化したものであつて、日華兩國は相互にその主權と領土とを尊重しつつ、平等互惠の原則により、緊密なる經濟提携を行ひ、また兩國は共同して共產主義を防遏するため、蒙疆および華北の一定地域に皇軍の駐屯すること等を規定して居る、皇國が領土および戰費の賠償を求めず、また進んで治外法權を撤廢し、租界を返還するの方針を約したことは、東亞民族の道義に依る結合を衷心願して居る一つの確固たる表現であり、證左である、われは一意専心、汪精衛氏を首

班とする國民政府を援助し、名實共にこれを中華民國の中央政府たらしめねばならぬ斯くて日滿華三國を根幹とし、いよいよ大東亞共榮圈の樹立に向つて萬難を排し邁進せんとするの態勢を執り來つたのである。

對南洋交涉

蘭印、佛印等は地理的情勢その他の上よりもわが國と緊密不可分の關係に在るべきで、従來これを阻害し來つた事態は、飽くまでこれを匡正し、相互の繁榮を促進するため隣保互助の關係の設定を期せねばならぬ、この見地より昨年九月初旬特に小林商工大臣を蘭印に派遣致したものであるが、石油購入その他に關し、重要にして急を要する問題の交渉一段落を告げたるを機會に同代表の歸朝を見るに至り、政府は過般その後任として芳澤元外務大臣を派遣した、佛印は支那事變が勃發致して以來、援蔣ルートの最も重要なものであつたが、昨年六月、ヨーロッパ

パにおける情勢の急變とともに、日本と佛印の關係もまた變化をきたし、佛印の支那國境閉鎖、皇軍進駐等の事實が相踵いで起つたのである、なほ昨年八月私と駐日佛國大使との間に交換せられた文書に基き、目下東京において交渉が開かれて居る次第で、すこぶる友好的雰囲気のうちに進捗してゐる。

泰國との友好

泰國との間には、昨年六月友好中立條約が調印せられ、十二月二十三日盤谷に於て批准交換を了し、兩國の親善關係はますます緊密を加へつつある、同國に於ては、今次佛印に於ける失地回復運動が澎湃として起り、目下同國の軍隊は佛印軍と國境に於て對峙し、衝突頻發の模様であるが、かかる紛争は東亞の指導者たるわが國の到底無關心たり得ざるところであつて、わが國としてはその一日も速に解決を見んことを希望する。

日ソ國交調整

大東亞共榮圈を建設し、東洋の平和を確保するためには、この際日ソ兩國相互の誤解を除き、進んで全面的根本的に國交の調整を計りたいといふ考へを以て折角努力中である、滿蒙國境問題、漁業問題、北樺太利権問題等についても、銳意交渉を續けて居り就中漁業問題に關しては漁業本條約改訂のための日ソ混合委員會の設置並に取敢へず本年度漁業に關する暫定取極めにつきすでに合意をみた次第である、三國條約第五條の規定もこの趣旨をもつて本條約がソ聯邦に對するものでないことを明かにしたものであるがソ聯邦が速にわが方の眞意を諒解するに至り、兩國が交讓妥協の精神をもつて、國交調整に成功せんことを希望して居る。

#### 通商貿易促進

わが國の通商貿易は、滿支兩國以外においては、主として英米兩國およびその植民地屬領との間に行はれてをるが、米

國は一昨年七月、日米通商條約廢棄の通告以來、逐次わが國に對し、飛行機、武器彈藥、航空用ガソリン、工作機械、屑鐵、鐵製品銅、ニツケル、その他の重要軍需資材の輸出を禁止若くは制限し、また英國屬領各地においてはわが國の海運に對し、種々の妨害を加へて居る、これらに對しては、わが方よりその都度抗議を提出してゐるが、この傾向は最近ますます甚だしく、わが國としても十分なる用意を以てこれに處することが必要であり殊にわが國はこの壓迫に堪ふる必要からしても、大東亞共榮圈に於て、自給自足の經濟生活を確保し、高度國防國家體制の建設に邁進せざるを得ない。

#### 米の態度遺憾

この點に關聯し、日米關係に言及する、米國は日本の大東亞共榮圈建設が、わが國の死活的要求であることに對し、十分なる理解を示さぬ、米國が一面自ら東は中部大西洋を、西は獨り東太平洋のみな

らず、他面さらに支那及び南洋を以て、その國防の第一線であるかの如き態度を執り、日本の西太平洋支配をすら野心視して、これを非難する如き口吻を洩らすに至つては、餘りにも身勝手な言分であり、そして、それは決して世界平和の増進に寄與する所以ではない、率直に申せば、私は日米國交のために、太平洋上の平和のために、はたまた世界全般の平和のために、かゝる米國の態度を頗る遺憾とする者である、大國民たる米國民は須らくその世界平和に對して負ふところの責任に目覺め、眞に神を畏れる敬虔の念をもつて深く反省し、行懸りの如きは大悟してこれを一掃し、現代文明の危機を打開するため、その力を用ひんことを希望して止まない、現下世界政局の混亂は、なほ當分鎮靜の模様なきのみならず、次第によつては一層激化せんとする傾向にある、今後、もし、米國が不幸にして歐州戰爭に捲き込まれ、わが國もまた遂に

參戰の餘儀なきに立至るが如きことあらば、名實共に、眞に戰慄すべき第二の世界大戰となり、容易に收拾すべからざる事態に立至るであらう、ここに將來勢の激するところ、今日まで用ひられた以上の、強烈なる新銳武器をもつて戦ふことにもなれば、誰か現代文明の没落戦たらざるを保證できるであらうか、故に、われは、大東亞共榮圈樹立の努力を進むるとともに、その遂行途上において、世界の混亂の擴大を防止せんがため、一つには三國條約を結んだのである、今後われは一日も速かに、現在の戦争を終熄せしめ、世界の混亂を鎮靜せしむると同時に將來かくの如き禍亂を再發せしめざる方途につき、今日から考へておく必要があると思ふ。

二月二十二日

自動車交通事業財團抵當登記取扱手續  
中改正(司法省令第四號)、昭和七年十一月  
逓信省告示第二千二百二十四號(電氣事

業法施行規則第四百條ニ依ル發電及送電  
豫定計畫資料様式及調製方法)中改正(逓  
信省告示第一四二號)公布

戰時體制強化に關する決議案

衆議院では國際の情勢は日に緊迫を加ふ、我等國民は常に世界の平和を祈念すと雖も苟も我が生命圈を侵さんとする者あらば斷乎之を排除するの決意を有すべくこの重大事態に對處せんがため速かに戰時體制を強化するの要あり、政府の畫策施政は悉く此の大目的に集中すべく議會も亦其の全力を以て協賛參贊に傾倒し、國を擧げて時局の急に邁進すべし右決議すとの提案があつて町田忠治氏説明し滿場一致之を可決した。

二十二日午後十時半開議終了後政府は議會提出法案の整理方針に關し伊藤情報局長總裁談を左の如く發表した。

情報局長總裁談 本日總理は議會で聲明した通り最近内外の緊迫したる情勢に基き政府も種々考慮してゐましたが、本日

衆議院の決議もありましたので議會に提出する法案等につきまして協議しました結果選舉法、地方制度改正法案、農業團體法案、配電管理法案等は提出致しませぬ、しかし豫算に伴ふ法案並に時局に處置するため絕對必要なもの、例へば總動員法改正法案、國防保安法案等は提出致します、尙時に時局に鑑み衆議院議員府縣會市町村會議員の任期を一ヶ年延長する方針であります、其他の法案については研究中であるが、提出法案數は半ば以下になす筈であります。

二十二日の臨時開議において政府は今議會提出法案を整理し提出豫定案件を半減する事になつたが、別項記事の外各省において提出を見合せるもの及び提出豫定の主なる法案は左の如くであると傳へらる。

内務省所管

△提出取止

一、東京都制案



一、地方制度改正法律案

(府縣制、市制町村制改正)

一、地方計畫法案

△提出法案

一、治安維持法改正法案(共管)

一、防火改修法

大藏省所管

△提出取止

一、外國爲替管理法中改正法律案

一、貯蓄組合法案

一、貯蓄證券法案

一、國稅徵收法中改正法律案

△提出未定

一、日本勸業銀行法中改正法律案

一、北海道拓殖銀行法中改正法律案

一、農工銀行法中改正法律案

△提出法案

一、昭和十二年法律第八十四號(支那事

變に關する臨時軍事費支辨の爲め公債

發行に關する法律案)中改正法律案

一、相續稅法中改正法律案

一、關稅法中改正法律案

一、關稅定率法中改正法律案

一、昭和十二年法律第五十七號(鐵の輸

入稅免除に關する法律)中改正法律案

一、金資金特別會計法中改正法律案

一、兌換銀行券條例中改正法律案

一、國民更生金庫法案

一、臨時資金調整法中改正法律案

商工省所管

△提出取止

一、帝國有機合成事業振興株式會社法案

一、特許法、實用新案法、意匠法商標法

中改正法律案

一、日滿特許共助法

一、帝國石油統制會社法案

一、營業免許法

△提出法案

一、製鐵事業法中改正法律案

一、日本製鐵株式會社法中改正法律案

一、重要機械製造事業法

一、工作機械製造事業法中改正法律案

一、人造石油製造事業法中改正法律案

一、帝國燃料興業株式會社法中改正法律

案

一、商工會議所法中改正法律案

一、損害保險國營再保險法中改正法律案

一、輸出補償法中改正法律案

一、委員會官制廢止にともなふ自動車製

造事業法、石油業法、重要礦物増産法、

輕金屬製造事業法、有機合成事業法、

百貨店法の改正法律案は各省委員官制

會廢止による改正法律案と一括し一本

立とする

逓信省所管

△提出取止

一、海軍事業法

△提出豫定法案

一、東亞海運株式會社法

一、貯金法中改正法律案

鐵道省所管

△提出法案

一、帝都高速度交通局法案

農林省所管

△提出取止

一、米穀關係法改正法律案

一、米穀需給特別會計法改正法律案

一、肥料検査法案

△提出未定

一、木材統制法案

△提出法案

一、蠶糸業統制法案

一、農地開發法案

一、糸價安定施設特別會計法改正法律案

一、木炭需給調節特別會計法改正法律案

拓務省所管

△提出法案

一、樺太開發會社法提出

厚生省所管

△取止めの見込

一、花柳病豫防法案

一、結核豫防法案

一、癩豫防法案

△提出未定

一、勞働者保險年金法

一、勞働手帳法

一、醫師法改正

△提出確定法案

一、住宅營團法

一、貸家組合法

一、醫療保護法

一、健康保險法一部改正法案

(農林省發表)

昭和十五年に於ける米

收穫高は六千八十七萬四千二百五十二石

にして之を前年收穫高に比すれば八百九

萬二千六百石(一割一分七厘)を前五箇

年平均收穫高に比すれば四百三十一萬五

千七百四十八石(六割六厘)を減少せり、

而して其の作付段別は三百十七萬八千二

百二十町二段にして全國平均一段歩收穫

高は一石九斗一升五合に當る。

蓋し本年の稻作は移植期の前後に互る

早天持續の爲一部地方に於て植付遅延

又は不能のものを生ずるに至れり、其

の後相當の降雨ありて用水不足の緩和

を見又七月に於ては北海道及東北の一

部を除き概して氣候適順にして生育促

進せられたりしが八月上旬に入り一時

低溫寡照となりたるため生育稍阻害せ

られたりその後天候恢復したるも一部

地方において風水害、浮塵子及び稻熱

病の被害を蒙りたるものありしたため九

月二十日現在における第一回豫想は六

千三百一十一萬九千四百二十石となりた

り、その後は天候概ね順調なりしも浮

塵子、稻熱病の發生を見たる地方にお

いてその被害第一回豫想調査當時の見

込に比し幾分大なりしとその他の地方

においても稔實不良のもの尠からざり

しに因り十月末日現在における第二回

豫想は第一回豫想に比し二百六十四萬

四千十石(四分二厘)を減少したり。

然るに其後は天候一般に順調なりしを以

て稻熱病、浮塵子又は暴風雨の被害の影

響甚大なりし北海道、九州地方、四國の

一部地方等を除き實收高に於ては幾分の

増を見たる地方多く第二回豫想に比し三十九萬八千八百三十二石(七厘)の増加を示すに至り尙最近五箇年間に於ける收穫高を掲げれば左の如し(單位石)

昭和十一年	七、四、五、九、七、六
昭和十二年	六、三、九、七、六、四
昭和十三年	六、五、八、九、〇、九、二
昭和十四年	六、八、九、四、四、六、九
自昭和十年至昭和十四年平均	六、五、一、九、〇、〇、〇
昭和十五年	六、〇、七、四、一、五、三

【備考】本年作付段別に於て曩に發表したるものと相違あるは今回沖繩縣の第二期作分を加へたと其の後訂正報告ありたるとに由る。

府縣別收穫高

北海道	一、六、五、三、七、六、五	前年比	△	一、四、五、六、三、二
青森	一、九、一、三、〇、四		△	四、五、七、七
岩手	一、〇、七、九、三、三		△	七、九、七、〇、二

(△印減)

宮城	二、〇、五、一、三、三	△	三、五、〇、三、一
秋田	一、九、五、一、五、〇	△	五、七、四、九
山形	二、三、三、四、五、三	△	一、八、九、〇、〇
福島	二、二、七、一、五、三	△	二、五、八、三、六
茨城	二、〇、七、〇、五、三	△	五、四、五、三
栃木	一、六、四、一、六、〇	△	一、九、三、一
群馬	九、六、七、八	△	一、九、七、三
埼玉	一、三、三、七、五、五	△	四、八、三、七
千葉	一、九、〇、一、五、四	△	七、六、九、〇
東京	二、〇、九、五	△	九、九、八、六
神奈川	四、〇、六、七、七	△	一、四、八、五、五
新潟	四、三、〇、一、〇、一	△	六、九、六、九
富山	一、七、七、七、四、五	△	一、九、六、六、〇
石川	一、三、五、一、五、三	△	七、一、三、八
福井	一、〇、九、一、七、七	△	八、九、六、七
山梨	四、五、一、三、八	△	五、九、九、九
長野	一、六、四、三、九、八	△	一、四、八、六、九
岐阜	一、三、五、一、三、八	△	三、三、九、〇、九
静岡	一、二、八、四、三、三、二	△	三、八、三、六、六
愛知	二、一、八、一、三、三	△	一、四、五、七、三

(關西方面は省略)

一月二十三日

我が佛印〇〇基地の海軍航空隊は本月十三日昆明爆撃、滇緬公路爆撃を敢行、全機無事歸還せり、瀧中指揮官の率ふる羽田、珍田、川本の各部隊は雲南省昆明市附近の自動車駐溜場を爆撃、これを炎上潰滅せしめたり、瀬戸指揮官の率ふる峯、飯島、末弘の各部隊は強風、密雲を冒して滇緬公路に進撃、同公路上最大の要所效果新橋を爆撃、完全にこれを切斷せり、昨年十二月十四日效果新橋の爆撃切斷と合せて滇緬公路交通の再度遮斷に成功せり。

一月二十四日

大豆及大豆油配給統制規則中改正(農林省令第六號)公布

【情報局發表】

泰國及び佛國政府は、今般泰、佛印國境紛争に關する帝國政府の停戦及び紛争調停申入れを受諾せり、泰國における失地回復運動の氣運發生以來、泰佛印間の關係緊張の一途をたどり

たるに付き、帝國政府は大東亞の安定靜謐と東亞民族の共存共榮を顧念し、かゝる問題は干戈に訴ふることなく平和裡に解決せられんことを欲し、必要なる措置を施し來れるも、不幸にしてその後遂に奉佛印間に武力鬭争を見るに至れり、而して佛國側に對しては、十二月初旬在京アンリイ大使を通じ非公式に紛争解決に關し調停の用意ある旨申入れ置きたり、然るにその後、事態は鎮靜解決の方向に進まざるのみならず、最近においては、兩國の戰鬭ますます擴大せられ、前途すこぶる憂慮すべきものありと認めらるゝに至りしを以つて、一月二十日、松岡外務大臣より佛、泰兩國政府に對し戰鬭行為の即時停止及び居中調停に關する帝國政府の提議を正式に申入れたるところ、今般右申入れに對し佛、泰兩國政府は夫々受諾の旨を回答し越せり。

二月二十六日

米國海軍の飛躍的大擴張と、太平洋防

備の強化による對日攻勢に對し帝國海軍は如何なる成算をもつてゐるかといふ今日の日本國民の最大關心事につき、二十六日の衆議院豫算總會で、窪井義道氏の質問に對し及川海相は決然と其所信を宣明し國民に絶大の安心を與へた、即ち及川海相は帝國海軍の對米根本方策を三つの角度から説明し

一、帝國海軍は常に最悪の場合を豫想して危局に萬全の用意をなしてゐること  
 一、米國海軍の大擴張計畫を考慮に入れて自主的軍備の實現に邁進してゐること

と  
 一、然したゞ徒らに軍艦の噸數や飛行機などの量的優越が、決定的のものではないから、帝國海軍としてはむしろ量的方面よりも獨特の質的方面に重點を置いて萬全を期してゐることを明かにした。

二月二十七日

貴族院本會議に於て劈頭左の如き時艱

克服に關する決議案を上程、一條實孝公（火曜）より簡單に提案理由の説明をなし別に賛成演説の發言者もなく全會一致可決した、この間わづかに十分、近衛首相これに對し貴族院の要望に副ふべき政府の態度を闡明した、かくて休會明けの第七十六議會はさきに衆議院の「戰時體制強化に關する決議」と貴族院の「時艱克服に關する決議」と兩々相並んで非常時局下政府、議會共同一致の歩調で進むべき態度を中外に宣言したことは力強さを與へた。

時艱克服に關する決議 政府は東亞安定に關し屢次賜はれる勅語を遵奉し内外の情勢を洞察し全力を傾注して帝國不動の國策を遂行し以て上は禦慮を安んじ奉り下は國民の輿望に乖かざらんことを期すべし  
 右決議す

衆議院豫算總會で三宅正一氏が支那事變を完遂するためには、政局の安定が第

一である、然るに事變以來、内閣は第一次近衛内閣の更迭以來、幾度か更迭し、なかには僅々四ヶ月餘にして更迭した内閣もある、この政局の不安定が事變處理に悪影響を與へてゐる、殊に、現在は大東亞共榮圏の完成途上であり、更にまた一觸即發ともいふべき戦争の前夜にある、近衛首相は此重大なる時局に當り、政局の安定に對して、如何なる決意をもつてゐるかとの質疑をなした、これに對し、近衛首相は次の如く答へられた。

近衛首相答辭の要旨 お話の如く支那事變は第一次近衛内閣の當時に勃發したのであります、爾來今年是第五年を迎へて居りなば事變は解決の曙光を見まさん、これは軍部の責任でもございませぬ、誰の責任でもございませぬ、全く私の責任でもございませぬ、既に巨億の國帑を費し十萬の將兵が既に大陸において骨を埋めたといふことは 上陛下に對し奉り、下國民に對し洵に相すまぬと思つて居りま

す、支那事變の解決を見ざる今日、更に時局は重大を加へます、この未曾有の難局に直面し陛下の御御念を拜察致しまして眞に恐懼の極みであります、かくの如き御御念を拜察し、又事變以來の私の責任を顧みますると、甚だ微力、非力な私であります、陛下の御信任を辱うしてゐる限り、私は最後の御奉公としてあくまで御奉公いたすつもりであります。

一月二十八日

輸出綿製品配給統制規則中改正（商工省令第六號）公布

大藏省では二十八日支那事變發生以來今議會までの臨時軍事豫算現額一覽表を衆院豫算委員會に参考資料として提出したが、それによれば臨時軍事費は第七十二議會に於て成立を見た豫算を初め第七十五議會に於ける第三次追加豫算額を含めて百六十四億五千五百萬圓に上り、更にこれに今議會に提出された第四次追加

豫算額十億圓を合計すれば百七十四億五千五百萬圓に達する、而して一方これが財源は次の如く公債發行による分は百四十四億八千五百萬圓と全財源中八八パーセントを占めてゐる。

（單位百萬圓）

公債金	一四、四八五
借入金	三六
他會計より受入	一、八四九
北支事件特別稅	七九
軍事費獻納金	四
物品拂下代其他雜收入	三六
計	一六、四九一
差引財源超過額	三六

【備考】右財源超過額は借入金實行見合に依る財源缺陷補填に充當するものとす。

東條陸相は廿八日の衆議院豫算總會で三善信房氏の質疑に答へて、事變が勃發した昭和十二年以來の滿洲國における産業開發の成果について説明をなし、銃

鐵、石炭、電力の生産量、對日供給量に  
ついで昭和十二年度と十五年度との比較  
數量を具體的に數字をあげて説明し、こ  
の四ヶ年間に相當な成果をあげ得たこと  
を説明した、これに對し津雲國利氏は

一月二十九日

二十七日の杉浦武雄氏の言論にもある  
通り、滿洲産業開發の現狀に對して世  
上やゝもすれば誤解が流布され、滿洲  
開發の國策會社が單に無配當の故を以  
てその經營が全面的に失敗したとの批  
判がある

號)公布

とて陸相並びにかゝる論議の及ぼす悪影  
響に對する内務當局の取締方針を質し  
た、これに對し、東條陸相は、かくの如  
き言説は滿洲政策の基本に悪影響ありと  
の觀點から特にその見解を披瀝し、滿洲  
の産業開發は支那事變と歐洲戰爭の勃發  
のため豫定計畫に比し若干の減少を見た  
が、相當の成績はあげ得た、殊に外地に  
おける帝國兵備の充實と相俟つて北邊の  
守りを固めるに役立つてゐる、従つて配

當の有無によつて滿洲開發政策の成否を  
云々するは當らな、と説明した。

國民體力法施行令中改正(勅令第一〇八  
號)臨時農地價格統制令(勅令第一〇九  
號)公布

日ソ漁業暫定協定に關しては去る一月  
二十日夜半モスコウに於て我が建川大使  
とモロトフ外務人民委員との間に署名を  
了し、建川大使は右、日ソ漁業條約の効  
力延長に關する議定書に對し帝國政府の  
承認をもとめ來たつたので、わが方では  
國內手續を進めてゐたところ廿九日の樞  
密院本會議に於て上議可決され、こゝに  
一切の國內手續きを完了した、よつて政  
府は即日建川大使をして帝國政府の右議  
定書承認をソ聯政府に通告せしめ、こゝ  
に一九二八年一月二十三日モスクワに於  
て當時の田中都吉駐ソ特命全權大使とカ  
ラハン外務人員委員代理との間に署名さ  
れた日ソ漁業條約及び一切の附屬文書は

本年十二月三十一日までその効力を存續  
することゝなつた、しかし本議定は目下  
日ソ間で交渉中の長期漁業本條約が締結  
された曉は新條約によつて代へられるも  
ので、右議定書の内容に關し三十日午後  
情報局より議定書の内容を左の如く發表  
した。

議 定 書

千九百二十八年一月二十三日署名せら  
れ、千九百三十六年五月二十五日、同  
年十二月二十八日、千九百三十七年十  
二月二十九日、千九百三十九年四月二  
日及び同年十二月三十一日夫々署名せ  
られたる議定書に依り効力延長せられ  
たる日本國「ソヴイェト」社會主義共  
和國聯邦間漁業條約の存續期間は千九  
百四十年十二月三十一日満了したるに  
因り又

千九百四十二年十二月三十一日前に新  
條約締結せられざりに因り大日本帝  
國及「ソヴイェト」社會主義共和國聯

邦の政府は左の通り協定せり。

第一條 千九百二十八年一月二十三日署名せられたる日本國「ソグイェト」社

會主義共和國聯邦間漁業條約及一切の附屬文書は千九百四十一年十二月三十一日に至る迄効力を存續す

第二條 本議定書は日本國及び「ソグイェト」社會主義共和國聯邦の政府間に目下交渉中にして千九百四十一年中に締結せらるべき新條約に依り代らるべきものとす

二十九日の衆議院豫算總會は午後一時二十分再開、平川松太郎氏、石坂豊一氏の質疑のあとをうけて一松定吉氏、翼賛會問題を質す。

一松氏 政事結社でなければ軍官民一致の建前から現役軍人も翼賛會に参加すべきではないか、陸相が建軍の建前から参加すべきでないとする理由如何

東條陸相 大政翼賛會について現役軍人が加入できないといふことはこの際その理由を明確にいたして置く、大政翼賛運動は昨年八月十八日中外に聲明せられたる近衛聲明に明示してあるいはゆる高度の政治性を有するものである、したがって本運動の中核體であるところの大政翼賛會はもとよりその本質において高度の政治性を持つてゐる、本會に直接一般の現役軍人が加入するといふことはいまお話のやうにわが建軍の本義に照らして私は適當でないかと考へてゐる、しかしながら特定の職務を持つてゐる大臣、次官、軍務局長などが顧問參與といふ資格において聯繫協力をなすことは適當であつてかつまた必要であらうと考へてゐる。

今井氏 支那事變に對しては軍が最大の責任を負ひ事變解決に就て國民の輿望を擔つて當るべきだと思ふが陸相の所信如何

東條陸相 只今私の信念についてお尋ね

であるが先般近衛總理から時艱克服に關する嚴肅なる心境を承つた、とくに身をもつて全責任を負ひ護國の英靈に對して深甚なる哀悼と感謝の眞情を披瀝されたことと承知致した、私は國務大臣としてまた陸軍大臣として將また一日本國民として衷心からこれに敬意を表すると同時に洵に意を強うするものである、率直に申して近衛總理の御心境は僭越ながら私の心境と全く同一であると申し上げたい、私は今次事變勃發以來萬事にわたつて陸軍が重大なる責任を負ふべきものであると確信をしてゐるものである、時局今後の推移に關しては深甚なる注意を拂ひこれが完遂について日夜苦慮してゐるものである、ことに上天皇陛下の事變勃發以來の御軫念を拜察いたして洵に恐懼措く能はざるものがあるのであつて骨を碎き身を粉にしても一日も速かに事變に有終の美を収めしかして 上は天皇

陛下の宸襟を安んじ奉り下は護國の英靈を慰めると同時に統後國民の熱烈なる後援に應へんことを期してゐる次第である、こゝに言葉はつくせないが現在の私の心境のお尋ねがあつたので申上げて置きたい。

及川海相 只今の陸軍大臣の御答辯と全く感を同じくする、先日近衛總理の御答辯は今井君と同じく涙を浮べて何つたものである、海軍としては私のみならず下士官兵一人一人に至るまで近衛總理一人に責任を負はせてはいかんとを十分承知してゐると考へてゐる、簡單であつて言葉は足りないが一言申しあげておきたい。

二月三十日

災害土木費國庫補助規程中改正（勅令第一一二號）一般自動車構造令中改正（内務鐵道省令第一號）自動車運轉事業基準規程中改正（鐵道省令第二號）旅客自動車設備規程（鐵道省令第三號）自動車運

（輸事業會計規程中改正（鐵道省令第四號）貨物自動車運送事業運輸設備會計規程（鐵道省令第五號）特定旅客自動車運送事業規則（鐵道省令第六號）貨物自動車運送事業業者補助規則（鐵道省令第七號）自動車運送事業組合補助規則（鐵道省令第八號）自動車運轉事業ノ補償ニ關スル件改正（鐵道省令第九號）自動車交通事業法施行規則改正（鐵道内務省令第一號）公布

我軍は今なほ東亞新秩序建設の眞諦を解せずして妄動しある敵軍に鐵槌を加ふるため進攻を開始し信陽北方一帯に蟠踞しありし約十萬の敵を粉碎しつゞいて縱横に進撃中なり。

二十九日日本側が、泰、佛印兩國側に提示した停戰案に對し兩國は三十日正午までに、それ／＼回答を寄せた、即ち佛印側委員ジュアン總督官房長は、正午少し前、佛印側の停戰條件を日本側委員に齎し、次いで泰國側からも同様、同國の

條件を提示し來つた、兩國とも前日の日本側提案に誠意を示し、日本側に種々意見を開陳したが、大體において意見の一致を見た模様である、兩國から提示した條件は、目下日本側委員において検討中であるが、停戰會議は急速に終了するらしく、三十一日中には〇〇繼上にて調印式を行ふ運びに至るものと觀測される、調印と同日停戰期間の決定を見るが、この期間中に東京會談を終了する豫定で西貢會談に出席した兩國委員はその儘東京に赴くことになつてゐる、澄田少將は一日西貢發河内に歸還する。

獨軍司令官發表

一、獨空軍は二十九日英本土の武裝偵察を敢行イングランド中部東海岸および工業施設を爆撃した。  
 一、獨空軍は二十九日ロンドン市内の重要施設を猛襲した。  
 一、獨長距離砲はイングランド東南地方の軍事施設に對し猛砲撃をあげた。



一、英機は二十九日夜獨西北部地方に飛來二ヶ所に爆彈を投下したが損害は輕微であつた。

一月三十一日

臨時農地等管理令（勅令第一一四號）

日本ト「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦トノ代表者間ニ於テ署名シタル議定

書（條約第四號）小運送業法施行規則

中改正（鐵道省令第一〇號）公布

三十一日近衛首相侍立のうへ左の如く官記ならびに職記を傳達された。

判事從三位勳二等 長 島 毅  
任判事

補大審院長

大審院長 泉 二 新 熊  
退職を命ず

控訴院長異動發令

長島大審院部長の大審院長親任に伴ふ控訴院長異動は、三十一日左のごとく發令された。

名古屋控訴院長 大 森 洪 太

補大審院部長

宮城控訴院長 鬼 頭 豐 隆

補名古屋控訴院長

札幌控訴院長 日 高 要 次 郎

補宮城控訴院長

大阪地方裁判所長 赤 羽 熙

補札幌控訴院長

湯恩伯麾下の最精銳軍十三軍の本據舞陽をめざして破竹の進撃をつづけたわが各部隊は、三十日夕刻三方から舞陽縣城に肉薄、遂に同夜八時重信部隊南門に殺到し、肉彈突撃を以てこれを占領し、一方的野部隊の一部は東門外に殺到し頑強に抵抗する敵を猛撃、つひに同夜十一時決死的突撃を以て同門を占領、三十一日拂曉までに完全に城内の掃蕩を終り、敵十三軍を徹底的に覆滅、ひきつゞき木原、國井、川道、中川諸部隊は敗敵を北方に追撃中である、なほ交戦せる敵は湯恩伯麾下の十三軍八十九師、百十師、新編一師及び六十八軍百十九師、暫編三十六

師、百四十三師ならびに第一戰區より來南の約十三萬で、三十日までの綜合戰果は左のごとくである。

遺棄死體四千八百、捕虜八百七十、齒獲品戰車砲（機關砲）三門、速射砲二門、迫撃砲一門、自動車貨車五輛、水冷式重機關銃五挺、輕機五十六、小銃九百五十、その他電話機、無線機無數三十日行ふたヒツトラ獨總統の演説内容次の通り

諸君、我がドイツが混亂の極にあつた八年前を想起されたい、この混亂狀態は英國の帝國主義的謀略により惹起されたものである、今余が特にこの事實を指摘するのは民主主義者共が全體主義諸國は世界の征服を目指してゐるのであると説き立てゝゐるのに鑑みその必要を感じたがためである、過去三百年間英國はデモクラシーの假面の下に暴力を用ひ戰爭を重ねて世界を支配して來た、デモクラシーは世界を掠奪

するための手段である、この三百年間勢力均衡、即ち世界の分裂化を計るための第一の障壁はドイツであつたが同様イタリアならびに遠くはアジアの大帝國が障壁となつたのである。

ナチスの内外政策の根本的信條は「暴力には暴力をもつて、精神には精神をもつて」對するといふにある、我々の革命はガラス一枚も毀さず成就されたが、余の外交方針も同様の主義に立脚する英國とは終始友好を目標として進んで來た唯一の問題は植民地にあつたが、これも別に英國の所有せるものを要求したのではなく、唯一九一八年世界大戰當時ドイツに屬したものの返還を要求したに過ぎない。

英國は資本家の利益の爲に戦争をしてゐるのであつて、大衆の利益の如きは全然考慮に入れてゐない、英國の労働黨は今頃社會福祉を口にしてゐるが、ドイツでは既に陳腐なものだ、余はボ

イランド戰の終了後にも亦西前作戰に於ける敵の潰滅後にも敵に對し手を差し延べたのであるが敵は之を叩き返したのである、デモクラシーの金融的利益はその國民大衆の利益よりも力強かつたのだ、かくて戰は續けられてゐるがどちらが良い將軍を持つてゐたかは事態の推移が證明してゐる、未だ今後も永く戦争が續くならば英國民にとつて恐ろしい不幸といふべきである、何となれば物事の底まで知らねばならぬいからである、英國は結局は使者を派して我々の豫定通りの計畫を受諾するに至るであらう、過ぐる一年有餘は既に事實上戦争の歸趨を決定してゐる。

英國は何處からか我方に大攻勢をなす計畫だといふが、若し英國がそんな計畫をしてゐるのなら前もつて御通知願ひ度い、さうすれば余は彼等が上陸せんとする歐洲大陸の一部からあらゆる障害物を取除き彼等の侵入に委せるで

あらう、しかしその後では彼等が理解し得る唯一の言葉即ち武力で彼等に話し掛けるまでである。

我々の方では時機到らば決定的攻撃に出るであらう、英國の紳士諸君は本年中には我々がこの最後の目的のために如何に時間を有効に利用したかを知らされるであらう。

ところで彼等は米國からの援助に何を期待してゐるのであらうか、我々はこの問題については開戦の當初からあらゆる可能性を豫想してゐたのである、故意に眞理を枉げんとする者以外には、ドイツ國民が米國民に對して何等の敵意をも懷いてゐないことは明かである、ドイツは米大陸の自由の爲に戰ふ以外には未だ曾て米大陸に於ける何等の權益をも主張したことはない、しかし米大陸の諸國が歐洲の紛争に介入せんとしてゐるとすれば、そのことのみが我々の狙ひを急速に變化せしめる

ことゝなるであらう、かくなれば歐洲は自己防衛に立たざるを得ないからである、ここに絶対に迷妄に陥つてはならない一事がある、英國を援助し得ると考へてゐる者は次の一事を知つて置かねばならない、即ち、護送艦が附かうと附くまいと我々の魚雷發射管の前に立ち現はれる船は容赦なく魚雷の攻撃を浴せるであらう、現在のドイツは前大戰當時のやうに疲れ果てたドイツではないことを知つて置くべきである。

敵はイタリアが交戰國の列から敗退するであらうと述べ立てゝゐるが、彼等は獨伊の友好關係を彼等流にしか考へられないのである、即ち一國が他國の援助を必要とすれば、後者は必ずその援助の代償を要求するが如き彼等の關係から獨伊關係をも割出さんとしてゐるのである、我我が手を握つた限りはそれは名譽を重んずる男と男の握手

だ、このことも亦今年の中にもつとは

つきりと彼等に判るであらう。

英國は又しても他國を戰爭に引入れることに希望を繋ぐんとしてゐる様であるが、余は諸君の知られる如く、常に注意深く將來の見透しをつけあらゆる可能性を検討する人間である、その余が諸君に最後の勝利を保證する、敵も勝利を期してゐるかも知れないが先づ勝利よりは饑餓を期した方がよきさうである、これに對し我々は饑餓に對しても英國よりも十分準備があり、原料資源に對しても我々の四ヶ年計畫の完全な事を認識して置く必要がある。しかして余は一九四一年は世界史上未曾有の新秩序の年となる事を確信する、敵は丁度昔余の豫言が國內反對黨から嘲笑された様にこの豫言を嘲笑するだらう、然し今日の余の豫言が現實となる事は唯時間の問題である。

## 二月一日

預金部普通地方資金融通規則中改正、自動車運送事業組合事業資金七(大藏省令

第二號)臨時農地等管理令施行規則(農

林省第一一號)自動車交通事業法施行

ニ關し取扱方(鐵道省訓令第一號)公布

【情報局發表】佛泰停戰會議は帝國委員參加のもとに一月二十九日より西貢洋

上帝國軍艦内において行はれをりたる

ころ、三十一日午後八時(日本時間)停

戰協定成立し、兩國全權委員並びに帝國

委員はそれぞれこれに署名調印せり、兩

國國境紛争の根本的解決は近く東京にお

いて開かるべき和平會議において議せら

るべきもその前提たる停戰協定が、かく

も速かに成立せるは當事國双方の東亞共

榮圈内の靜謐平和に對する完全なる理解

と眞摯なる努力とのもたらせる所として

帝國政府の欣快おく能はざる所なり。

## 二月三日

畏き邊では今次事變に不滅の武勳を遺した護國の英靈に對し行賞の御沙汰あら

せられ、支那事變第三十二回（海軍第十七回）論功行賞として三日賞勳局並に海軍省から發表された、恩賞に浴した勇士は瑞三賜金、池田廣光中佐（佐賀縣）旭六賜金、山口俊三大尉（廣島縣）旭六賜金、川島正順中尉（廣島縣）雙光旭日章

賜金、吉田留與特務中尉（神奈川）縣以下軍人九十五名、旭日中綬章賜金、海軍囑託、富田貴一（兵庫）縣以下軍屬五十七名で、いづれも上海、廣東、海而島その他の戰鬪地區において勇戰、昭和十二年八月三日から昭和十五年四月二十八日までの間に戦死または戦傷病死した海の強者である。

二月四日

わが南支軍の有力なる一部は香港ルート（註香港、韻蘭）を遮断するため海軍部隊と協力し、本四日未明突如惠州東南方海岸に奇襲上陸を敢行し、目下〇〇方面に突進中なり。

南支海面の封鎖強化さるるや敵は香港

領海内より沙魚涌經由、惠州、韶關奥地に大なる軍需品の密輸送をなしつつありしが、今朝未明、帝國海軍は陸軍部隊を護衛し惠州南東海岸に進入し午前六時三十分陸軍進撃部隊の揚陸に成功せり。

松岡外相は日米關係の悪化を憂へ今議會において機會ある毎に率直に所信を表明し日米間未曾有の危機を打開すべく努めて來たが、四日午後の衆議院豫算總會においては鶴見祐輔氏の質問をうけ、これに應へると共に、日本の眞意並に目的及び日本の國力に關する米國の認識不足を是正するため議會を通じ遠くアメリカに呼びかけた、すなはち松岡外相は三國同盟を樞軸として運行されてゆく帝國政府の外交方針と日米關係を改善せんとする努力は決して矛盾するものではない旨を強調した後、國際關係でもつとも怖るべきものは相互の誤解や錯覺から起る不祥事であると説きおこし、發展する日本の眞意及び目的に關しては日本の唱導す

る東亞共榮圈が支那においても南洋においても決して他國を驅逐しようとする門戸閉鎖的のものではないと米國最大の懸念を拂拭する一方、日本の決意と國力は米國の考へてゐるやうな脆弱なものではないと、この點に關する米國側の重大な錯覺を指摘した、しかして最近の日米關係を悪化させた原因として鶴見氏の擧げたものは一、日本の國力の過小評價一三國同盟の締結一、南進政策に對する恐怖心一、授英のための對日強硬一、米國百五十年來の西進思想の據頭の一項目であるがこれに對する外相の所信表明は去る一月廿六日の窪井義道氏に對する答辯が質問の性質上ハル米國長官への應酬反省に限定されたのに反し漸く日米關係の本質に觸れ、根本問題にメスを入れたものとして注目すべきものがある、しかもいはんとする所は米國萬人に解り易いやうに尙に衣を着せず、その論旨は揚足の取合むから一步出て建設的に日米間を論

じ、大局的見地から問題の核心を衝いたものといへる。

## 二月五日

醫藥品其の他の衛生用物資現在高調査規則(厚生省令第六號)公布

二月六日

寺院境内地處分審査會官制(勅令第一二〇號)公布

## 二月七日

情報局發表 泰・佛印國境紛争調停會議の第一次公式會合は本七日午後四時より總理大臣官邸において開催せられ、帝國主席委員松岡外務大臣は調停者側を代表して挨拶をなしこれに對し佛側および泰側全權委員の答辭あり、次いで帝國側事務總長よりあらかじめ關係國事務總長間に於て協議決定せられたる議事進行の方法を發表し、佛・泰兩國全權これを受諾し午後四時四十分開會せり。

調停委員 松岡外相、松宮大使

隨員 松本條約局長、齋藤南洋局長、其

他七名

泰側委員 主席全權ワンライ・タハヤコン・ワラワン殿下

全權 ビヤ・シ・セナ駐日公使、プラ・シルパ・サストラコム大佐、其他隨員

佛國側委員 全權 アルセ・ヌ・アンリ

1 駐日大使、ルネ・ロパン名譽總督、其他

右に關し情報局では二月七日午後一時左の如き發表を行つた。

情報局發表 ゴーチエ佛、ナイ・タウイ・タグエチクン泰兩國事務總長は本七日正午外相官邸において帝國側齋藤事務總長參加の下に互にその全權委任狀を示し、これが良好妥當なるを認めたる後、右三者は今後の事務進行に關し協議を行つた。

農林省では重要食糧農産物増産十ヶ年計畫を樹立して戦時下食糧問題の解決に乗り出すこととなり、耕地の開發、改良を達成するため近く「農地開發法案」を

議會に提出することとなつた、農地開發法案要綱を七日左の如く發表した。

一、本法は重要農産物増産のための農地開發および改良を圖ることを目的とする

二、農地開發營團は大規模の農地開發を圖るため必要なる事業を營む

三、農地開發營團の資本は三千萬圓とする

四、政府は一千五百萬圓を農地開發營團に出資す

五、農地開發營團はその事業を行ふため、一定限度において農地開發證券を發行し得る

六、政府は初營業年度および營後五年間を限り年四分の配當保證をなす

七、農林大臣は農耕地を開發せしめる目的をもつて特定の地域を指定することを得

八、農林大臣は前項の指定地域の土地を收用し得ること

九、政府は農業上の利用を目的とし命令をもつて定めたる事業(開墾等)を行ふ

ものに對し助成金を交付す

二月八日

轉廢業者資産評價委員會官制(勅令一二一號)公布

福岡縣總務部長柳井義男氏の關東州廳長官就任に伴ふ内務省地方部長級異動は八日付左の通り發令された。

愛知縣學務部長 工藤鐵太郎  
 補埼玉縣總務部長

岐阜縣經濟部長 藤澤喜久郎  
 補愛知縣學務部長

埼玉縣總務部長 沖野悟  
 補福岡縣總務部長

福岡縣總務部長 柳井義男  
 任關東州廳長官(一)

八日衆議院における義務教育費國庫負擔法に關する委員會の席上、曾和義弑氏より宗教團體の統合問題について發言があつたのに對し橋田文相は「宗教團體の統合は漸次順調に行つてゐる」と答へ、更に阿原宗教局長より統合問題の現況を

次の如く明かにした。

(阿原宗教局長) 一、キリスト新教各派は昨年十月十七日大同團結せんとの聲明をしたが大體本月末乃至來月初旬には合同實現をみるることになつてゐる。

一、佛教十三宗五十六派は大體宗祖に還つて合同せんとの氣運濃厚で、臨濟宗、天台三派、西山三派(淨土)はそれれ、統合の談合が相當進められてをり、日蓮宗は大體二つ位にまとまらんとしてゐる、又眞言三派にあつても京都で合同の議が進められてゐる。

今議會再開以來論議の的となつた大政翼賛會の性格に關しては、さきに衆議院豫算總會において、島田俊雄氏より、政府側の統一的答辯を求められ政府は當時答辯を留保し、同會の豫算問題と見合せて政治的解決を計ることとし、七日の臨時閣議で答辯内容につき全關係の諒解を得る一方、同日舊政黨々首たる四内閣參

議と懇談を重ねその協力斡旋を求めたに對し、衆議院内においても政府のこの工作に對應し、各黨各派の態度決定を急いでゐるが、八日午後には、政府の意圖する政治的解決も一應の見透しを得るにいたつたので、近衛首相は同日衆議院の豫算總會で政府側の統一的見解を述べ翼賛會の性格に對する確固たる所信を一言一句力強く闡明した。即ち

(一)先づ大政翼賛運動の基本理念と翼賛會の性格は昨年八月の新體制準備會における近衛聲明に盛られた通りであると右聲明の趣旨を敷衍説明し(一)國策の樹立遂行はあくまで政府がこれに當り、翼賛會はこれを國民に下達徹底せしめ、また下情を政府の參考に供することによつて政府に協力する機關であることを明かにし(二)これがため翼賛會は強い實踐力を持ち從來の精勵や政黨とは異なる高度の政治性を持つ(三)治安警察法第一條の適用を受ける政事

結社ではないが、これが一般結社に關する規定並に公事結社に關する規定の適用を受け、種々の行爲については當該法規の取締を受ける(一)また現役軍人が參加しないこととしたのは翼賛會が政事結社であるからではなく、個々に參加することによつて軍の團結と規律を紊る虞れあるためであると述べ、最後に(二)翼賛會今後の運営と機構の改善については十分善處するが、政府は不返轉の決意を以て翼賛會の育成に努める。

と結んだが議會と翼賛會との關係については直接觸れなかつた。首相の答辯内容次の通り

#### 首相答辯内容

大政翼賛會の性格等につきまして、政府の所見を明瞭にいたしたいと存じます。大政翼賛運動のことにつきましては、昨年八月の新體制準備會における私の聲明によりましてすでに概ね御承知のことと

存じますが、この機會に、簡単にその趣旨を申述べ度いと存じます。帝國は今や正に有史以來の非常時局に直面してをりこの變局に對處して、適切なる施策をなし、國運の一大進展を期せんがためには國防國家體制を整備して、國家國民の總力を集結一元化し、これを最高度に發揮することの必要なることは、いまさら申すまでもないところであります。このいはゆる高度國防國家體制の基礎は、實に強力なる國內體制を整備することにあるのであります。しかしてその基礎を成すものは、實に萬民翼賛の實を擧ぐべき國民組織を確立するにあると信ずる次第であります。

大政翼賛運動の精神 かゝる國民組織の目標は、國民の總力を集結し、一億同胞が生きた一體としてひとしく萬民翼賛の巨道を完うするにあり、この目標を達成するには、全國民が日夜その日常生活の各職域において、翼賛奉公の實を擧げ

得るやうにせねばならぬのであります。かゝる組織の下においてこそ、國策は國民生活の末梢に至るまで浸透し、その敏速かつ的確なる實現を期待するを得べくまた國民生活の實情は、如實に政治に反映せられ得るものと考へます。かくの如くして、國民の總力は、克く國政の上に集結せられるものと信じます。大政翼賛運動は、政府に協力してかゝる萬民翼賛の實を擧ぐべき國民組織を確立し、その運用を圓滑ならしめ、もつて巨道實踐體制の實現を期するを目的とする全國民の運動であります。しかしてこの運動は、高度國防國家體制確立の要請から生じたものであつて、國民生活の全部門にわた

り、對立抗争を克服して、すべてを巨道實踐の精神に歸一せしめんとする超黨派的の運動であり、かつ飽くまで舉國的、全體のあり、官民協同の國民運動であります。

翼賛會の使命と性格 大政翼賛會はか

る國民運動を推進することを目的として居る團體であり、この國民運動の中核體となつて自ら率先して巨道實踐に挺身し、進んでその正しくかつ力強き展開の推進力たることを、本來の使命としてをるものであります。この使命達成のためには、上意を下達し、下情を上通し、國策の樹立遂行に關し、國家機關に協力貢獻するの機能を發揮すべく、とくに機構を整備し、その精神團結の強化と相俟ち強力なる實踐力を發揚せねばならぬと信じます。かくのごとく大政翼賛會の活動は、その機能においてその目標において在來の精動および政黨運動と大いにその趣を異にしてをります。高度の政治性を有するといふ所以も、またこゝに存するのであります。しかして大政翼賛會の現實の運営においても、常に會本來の目的および趣旨に即すべきは、事理の當然であります。その政府との關係においても、政府に協力して、國策の徹底および

その圓滑なる遂行に寄與せんとするものであり、いはゆる下情上通の使命のごときも、國民生活の實情を當局に反映し、その施策の參考に資せんとするもので掲りまして、政府と別個に独自の政策をあげて、これが貫徹をはからんとするものではありません。まして政權を繞る政治行動をなすがごときことあり得べからざること、いはずして明かであります。

治安警察法との關係　かくのごとく大政翼賛會は、その本質上、對立抗爭的政治活動をなすものでなく、又政府と別個に独自の政治的主張と目的とをもつて行動する筋合のものでありません。これ政府が大政翼賛會は、治安警察法にいふ政事上の結社に該當せず、従つて治安警察法の政事上の結社に關する規定の適用は、受けないと云ふ解釋をいたして居る次第であります。尤も大政翼賛會は一種の結社でありますから、治安警察法の規定中、政事上の結社に關する規定以外

の、一賦の結社に關する規定および公事に關する結社に關する規定の適用せらるるのほ、當然であると考へます。また大政翼賛會の個々の行爲に付ては、それそれ當該法規の適用を受けることもまた當然であります。陸海軍大臣が、大政翼賛會には大臣、次官、軍務局長特定の職務に在る者が、職務の關係から軍と大政翼賛會との連繫協力のために加入する外、直接一般現役軍人が加入することは、我が建軍の本義に照らして、これを認めることができないう旨を、述べられましたのは、大政翼賛會が治安警察法の政事上の結社に該當するから、現役軍人のこれが加入を認むることを得ないといふ趣旨においてではないのであります。唯軍としては直接に一般現役軍人が、大政翼賛會そのものに個々に關係することは、軍の團結および紀律の方面より認むべからずとする理由に基いて居るのであります。



今後の機構と運営 大政翼賛會は、その發足後日なほ淺く、従つてその趣旨が徹底せざる憾みもあり、その機能發揮も十分でない點もあると存じますが、今後これが趣旨の徹底にも力を盡すとともに

その機構および運営にも、十分工夫改善を加へて参り、所期の効果を擧ぐるやうにいたしたいと存じます。なほまた大政

翼賛會の活動にして、萬一にも本來の目的および使命を逸脱するがときことなきやう、嚴重に戒め、過誤なきを期して参りたいと存じます。今や内外の實情は眞に一億一心を必要とする時であります大政翼賛運動は、緊迫せる現下内外の情勢に促されて、發生展開し來つたものであり、恐らくはこの運動の實効的なる展開なくして、今日の時艱克服の難事業は到底これを遂ぐることはせずと存ずるのであります。政府が大政翼賛運動の、急速活潑なる展開を希望してゐることは、すでに私の施政演説において述べた通り

であります。政府は不退轉の決意をもつて、大政翼賛運動の、育成發展に力を入れたす所存であります。何卒各位におかれども、一層御協力あらんことを、切望する次第であります。

## 二月九日

海軍省公表 大角海軍大將搭乗機に關する詳報左の如し

大角大將(松田副官隨行)は作戰地軍狀視察の任務を帯び、去る一月十六日東京發北支、中支を経て廣東にいたり、二月五日午後零時十五分海軍徵備機に搭乗海南島に向ひたり。同機は海軍軍屬たる四名の大日本航空株式會社職員により運航せられしが、廣東發午後零時三十分は無線連絡をなしたる以後消息不明となりたるをもつて、現地海軍部隊は海陸軍航空兵力の協力を得て同機の搜索に着手し、六日午前十時五十分にはたり一飛行機の黃揚山に大破せるを空中より發見せり。依つて海軍陸隊は白焦附近に上陸、

七日早朝より海陸軍航空兵力および陸軍部隊支援のもとに敵の抵抗を排除して進撃、同日午後該機所在地に到着し、同機は大角大將搭乗機なることを確認せしが機體は黃揚山山頂附近に激突大破して尾部以外は大部分燒損しあり、大角大將ならびに立見主計中佐は即死せるまゝ、その他須賀少將以下は即死後一部火燒せる情況において、その遺骸を發見せられ全員とも激突の瞬時に殉職せるものなることを確認せられたり。陸戰隊は右遺骸および機體、遺品などを收容し海軍基地に復歸しつゝあり、遺骸は該基地において茶毘に付したるのち東京に空輸し海軍葬儀執行の豫定。

須賀少將、角田、白濱兩中佐、立見主計中佐および松田大尉は二月五日付官位階をそれ〱一級宛進級せしめられたり遺骨の東京着および葬儀の日取に關しては追つて決定のうへ公表す。

河南作戰終了に當り中支軍當局は九日

午後一時左のごとき當局談ならびに綜合戰果を發表した。

軍は唐、白河河上流地區に蟻集し來りし敵第五十九、第五十五、第六十八の三ヶ軍を撃破し二月四日隴南方面における蔣軍の方城、南陽を陥れ、わが包圍圈内を彷徨する敵を各所に蹂躪潰走せしめたり。

軍は一月二十四日より行動開始以來進撃に次ぐ進撃をもつてし、河南の山野を縱横に馳驅すること十數日、陸軍航空部隊の緊密果敢なる協力と相まち五ヶ軍約十七萬の衆敵を粉碎潰亂せしめ、特に將軍の中堅部隊に徹底的打撃を與へ本作戰の目的を完全に達成せり。現在までに判明せる今次作戰の戰果概要左の如し。Ⅱ  
目撃せる遺棄死體一萬六千三百、俘虜千五百、野砲四十二、同彈藥七千五百、重輕機關銃百五十二、小銃三千七百九十一、同彈藥四十六萬、手榴彈七千七百  
ダルラン海相は九日正式に副主席に親

任され、外相、海相を兼任することになった。

二月十日

商工省所管重要物資現在高調査規則（商工省令第七號）公布

レヂナルド・ホーア駐羅英公使は十日アントネスコ首相に覺書を手交し、英國とルーマニアとの外交關係決裂を通告した。英公使がルーマニアを引揚げた後は駐羅米公使が代つて外交事務を處理することになつてゐるが、ルーマニアの油田が完全にドイツの手に歸してゐる現状からみて英國は近くルーマニアに宣戰を布告するかもしれないとの觀測も行はれてゐる。

英國政府はホーア駐羅英公使をアカレストより引揚げしめることに決定、同公使は十日ルーマニア當局に通告を發し、二月十五日あるひはそれ以後に公使館全員を滯留してルーマニアを退去するため旅券交付を要求した。

駐羅英公使サー・レヂナルド・ホーアは公使館員とともに數日中にルーマニアをばなれロンドンに向ふことになつた旨英官遊より正式に發表。

ルーマニア駐在英公使館の引揚げに對し、ルーマニア政府も十一日フロレスエ駐英代理公使以下の全公使館及び領事館員に對し本國召還命令を發した。

二月十二日

有機合成品製造及研究獎勵金交付規則（商工省令第八號）公布

武藤陸軍、岡海軍兩軍務局長は十二日午後二時四十分、兩院協議室において富田内閣書記官長立會ひの下に衆議院議員俱樂部理事前田米藏氏と會見、衆議院の大政翼賛會に對する政府補助金審議に關しては軍は多大の關心を有し、これが圓滿急速なる審議を切望する旨申入れた。即ち兩軍務局長は『今議會は再開劈頭戰時體制強化に關する決議をなし、その後審議も急速に進行し時尚柄軍としても』

感謝に堪へない。ついでは大政翼賛會に對する政府補助金問題の質疑方針に關し衆議院議員俱樂部内に種々の動きがあるやうに承はるが、軍は政府と同様翼賛會の健全な育成に努力して居り同問題審議に當つては従來通り圓滿且つ急速なる審議を希望する。議員俱樂部理事として何卒御協力願ひたい」と申入れたに對し、前田理事は『御趣旨を諒承した。なほ衆議院豫算委員は理事會を開いて審議方針を協議してゐるから同理事會にも申入れの趣旨をよくお傳へして置く』と答へ、約四十分懇談の後會見を終つた。

## 二月十四日

兵役法中改正（法律第二號）

故五ガロン罐配給統制規則（商工省令第九號）公布

十四日衆議院の米穀の應急措置改正委員會において、薄河食糧管理局長長官は田中邦治が米穀管理制度にとまなぶ管理米および政府買上米の數量を質したに對し

政府の買上數量は約二千萬石である旨左の如き注目すべき答辯を行つた。

管理米數量は三千數百萬石（農家の保有米を除く全産米）で、内約二千萬石は政府買上とし、主として消費地に配給することとし、あとの一千數萬石は政府にて買上げを行はず、府縣内に保有させ地方長官の配給計畫に従つて府縣内消費に充てる。

なほ石黒農相は過般衆議院豫算總會において三月末迄に約千六百萬石の政府買上を行ふ旨を言明したが残り約四百萬石は四月から十月迄の期間において買上げが行はれるものと見られる。

十四日野村大使と大統領とがメツセージを交換した、野村大使メツセージ余は余の最も古くかつ親しい友人が大統領である國に日本を代表する使臣たり得た事を欣快とする、最近の日米關係は不幸にも太平洋の兩岸においてかなりの關心が持たれねばならぬ有様になつてゐる、現在

こそは兩國の利益と福祉を確保し太平洋の平和を維持し兩國間の傳統的友好關係を維持するため他の如何なる場合にも増して相互の立場についてよりよく諒解しなければならぬときである、この目的のため余はその全力を傾倒するつもりであり同時に余の努力に對し貴下が信頼を與へられ協力を賜はらんことを切望してやまぬ。

大統領回答 舊來の友好關係を更に新にするため野村大將が新に大使の任につかれた事を喜び且つ歓迎する、大使の日米友好關係に對する獻身的熱意に鑑み余は同氏が大使として最適任者であることを確信して疑はない、現在の日米關係には貴下のはいはれたごとく關心なき能はざるものがある、余は貴下が日米兩國の傳統的友好關係ならびに日米兩國の福祉のために全力をつくし、よりよき諒解を齎すべく決意してゐられるとの確信を聞いて欣びに堪へない、余は大使の職務に對し出來得る限りの助力をなすべく不斷の用意を持つてゐる、終りに臨み余は天皇陛下の聖壽萬歳を祈願してやまない。